

# 関西生コン弾圧 勝ち取った無罪 今こそ労働者・市民は連帯して闘おう

2018年7月～2019年11月、警察は関西のミキサー車の運転手を中心とした労働組合、全日本建設運輸連帯労働組合・関西地区生コン支部(以下、「関生支部」という)の組合員89名を逮捕し、71名を起訴しました。戦後労働運動史上、類を見ない大弾圧です。



## 【作られた「犯罪」】

労働安全衛生法などを守らせるコンプライアンス(法令遵守)活動を「強要未遂」「威力業務妨害」、運賃引き上げの約束を守らせるストライキと非組合員労働者への説得活動を「威力業務妨害」、子どもの通う保育所に提出する就労証明書の要求を「強要未遂」、争議解決金を勝ち取ったことを「恐喝」、元暴力団を使って労働組合結成を妨害した業者団体に抗議し謝罪を求めたことを「強要」「威力業務妨害」…本来犯罪になるはずのないことを犯罪に仕立てたのです。

ストライキは、憲法28条で保障された労働基本権の重要な柱であり、労働組合法においても刑事・民事の責任を問われないことが明記されています。コンプライアンス活動は、その場で働く労働者全体の安全を図るものであるとともに、生コン業界が守るべき品質を保つていくための大切な活動です。関生支部は、産業別労働組合として、こうした社会的責任を果たす活動を積極的に行ってきました。産業別労働組合だから、組合員ではない労働者、組合員のいない企業にも働きかけるのは当たり前です。

## 【労働組合壊滅を目的とした弾圧】

裁判に出された検事の取り調べの録画で、検事が労働組合潰しを公言し、組合脱退を迫っていたことが明らかになりました。憲法28条に真っ向から反する国家的不当労働行為です。警察・検察は、関生支部の活動を、あたかも反社会的勢力に

よる犯罪のように描き出すことで、労働組合・関生支部を壊滅させようとしたのです。

## 【反転攻勢が始まった!】

裁判所は、当初、検察の言うなりの有罪判決を次々と出しました。しかし被告とされた組合員の毅然とした姿勢、弁護団の熱心な弁護活動、そして大勢の仲間の取り組みによって、「無罪」判決が出始め、2023年3月には、大阪高裁が、業者団体への抗議活動につき、「憲法・労働組合法によって保障される正当な労働組合活動である」ことを正面から認めて無罪とし、検察が上告を断念して無罪判決が確定しました。

関生支部は、役員が大量に逮捕され、その後も不当な保釈条件で組合活動を禁止されるなど、一時期は組合活動が停止に近い状況に追い込まれましたが、仲間を信じて怯まなかった組合員を核に、関生支部は攻勢に転じています。

使用者に対してしっかり交渉する労働組合の闘いなくして、賃金、待遇その他の労働条件の改善はありません。

## 【戦争させない、連帯して闘おう!】

関生支部への大弾圧は、政府の「戦争する国家づくり」の中で行われてきました。労働者・市民が、手を携えて闘うことを嫌う為政者が牙を剥いたのです。関生支部への弾圧は、平和と人権を守り、実現しようと声を上げる人々への攻撃です。



**「暮らせる賃金を!」「決して戦争させない!」**

関生支部の反転攻勢に連帯し、ともに声を上げ、闘っていこうではありませんか。

## 関西生コン労組つばしの弾圧を許さない東海の会

連絡先:名古屋共同法律事務所 TEL 052-262-7061

☆ 会員募集中! 【年会費】個人(1口)1000円 団体(1口)3000円

HP



Twitter

